

国民健康保険税における応能・応益割合について

1 応能・応益割の法律に定める割合

| 地方税法に定める 標準的な割合 | 医療分 | | 後期分 | | 介護分 | |
|--------------------|------|------|------|------|------|------|
| | 応能割 | 応益割 | 応能割 | 応益割 | 応能割 | 応益割 |
| | 50.0 | 50.0 | 50.0 | 50.0 | 50.0 | 50.0 |

国民健康保険税の応能・応益割合は地方税法により、2方式(所得割と均等割で課税する方式)の場合は応能と応益の標準的な割合を50:50と定めている。

2 小平市の現状

| 平成29年度予算 | 医療分 | | 後期分 | | 介護分 | |
|----------|------|------|------|------|------|------|
| | 応能割 | 応益割 | 応能割 | 応益割 | 応能割 | 応益割 |
| | 63.8 | 36.2 | 55.6 | 44.4 | 44.6 | 55.4 |

現行法上は50:50を標準としているが、市町村の実情に応じて運用することができるとされている。最近の傾向としては、医療費等の増加に伴い課税総額が増加しているが、応能・応益の割合を50:50に据え置くと応益割(均等割額)の税率を大幅に引き上げる結果となり、所得の低い層に負担を強いることになることなどが考慮されている。

3 小平市における標準的な割合

| 小平市の所得水準から 算出した割合 | 医療分 | | 後期分 | | 介護分 | |
|----------------------|------|------|------|------|------|------|
| | 応能割 | 応益割 | 応能割 | 応益割 | 応能割 | 応益割 |
| | 55.6 | 44.4 | 55.9 | 44.1 | 55.7 | 44.3 |

〈算出方法〉

全国の平均的な所得水準を「1」とした場合の小平市の所得水準をもとに計算する。

4 現状における課題について

〈医療保険分〉

均等割額のかい離が大きい。標準的な割合にするためには、均等割額の改定を重点的に行う必要がある。

〈後期高齢者支援金分〉

所得割率と均等割額の均衡が取れているため、現在のバランスを維持する必要がある。

〈介護保険分〉

所得割率のかい離が大きい。標準的な割合にするためには、所得割率の改定を重点的に行う必要がある。